

足 監 査 公 表 第 5 号
令和3(2021)年4月27日

足利市長から監査の結果に対する措置について通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 岡部記和

足利市監査委員 萩原久雄

記

監 査 対 象	産業観光部
監査結果報告日	令和3(2021)年3月25日付け 足監査第74号(定例監査)
措置結果通知日	令和3(2021)年4月20日付け 足産商第42号
監 査 結 果	指摘事項 ・補助事業において補助金額の算定を誤ったものがあったため、是正措置をとられたい。
措 置 内 容	・令和元(2019)年度足利市農業振興推進協議会交付金について、交付対象事業費(484,502円)以上の金額(610,000円)が交付されていたことから、差額となる155,498円について返納手続きを行いました。 ・事業費が交付金額を下回った要因は新型コロナウイルス感染症拡大により研修等が実施できなかったことによるものです。令和2(2020)年度の当該事業費についても同様の要因で事業費が交付金額を下回る見込みであることから、令和3(2021)年度において差額を返納する内容で同協議会の支出計画を策定し、総会に諮る予定です。